

ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険 補償内容と必要書類のご案内

突発的な出来事で、大事な旅行を急に中止しなければならなくなったとしたら…
旅のキャンセル保険では、次のような主な理由で旅行をキャンセルした場合の費用をサポートいたします。



本人・配偶者、親族の死亡・危篤



医師の指示による旅行中止



ペット(犬・猫)の死亡・危篤



空港までの交通機関の
1時間超の遅延



日本国外の地震・噴火・津波



旅行先での自然災害による
避難勧告

保険金がお支払いできない主なケース

- キャンセルする理由が保険契約前に発生していた場合
- 自己都合によるキャンセルの場合(職場からの変更指示を含む)
- 通常妊娠によるキャンセルの場合
- 旅行代金が全額返金された場合
- 旅行会社所定の取消手数料金・取扱料金等の旅行業務取扱料金のご請求の場合(航空券条項)
- 社会情勢への不安を理由(新型コロナを含む)としたキャンセルの場合

※これらのほか、保険約款記載の「保険金を支払わない場合」に該当する場合、またはお支払い対象となるキャンセル事由に該当しない場合などは保険金のお支払いの対象となりません。

など

・この保険は、旅行のキャンセルを行った場合かつお支払い対象となるキャンセル事由に該当した場合、旅行会社の定めるキャンセル規定による取消料をお支払いします。保険金のお支払い対象となるキャンセル事由については、次ページ以降をご参照ください。

※旅行会社所定の旅行業務取扱料金や、キャンセルに伴って発生する取消手数料金および変更手数料金につきましてはお支払い対象外となります。
※企画旅行商品の場合は、出発後にご旅行を途中でとりやめた場合でも、保険金を一部お支払い可能な場合があります。詳細は弊社までお問い合わせください。

・政府による、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類見直しに伴い、2023年5月8日以降は、法的な行動制限が要請されないこととなりました。この日以降に、実際の発病がない状態で旅行のキャンセルをされましても、保険金のお支払い対象外となります。

保険金がお支払いできる場合

本保険に加入後に、以下の出来事により旅行をキャンセルした場合に保険金お支払いの対象となります。
ご請求金額が30万円以下の場合には保険金請求書、**キャンセル費用等の明細書**※のご提出でご請求いただけますが、弊社より追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。

● **キャンセル費用内訳・旅行者名・航空予定便やツアー名等が記載あるもの**

以下の表より、該当する旅行のキャンセル事由をご確認の上、Eメールに必要書類を添付しご請求ください。ご請求方法については[こちら](#)をご確認ください。

 1. 旅行者のケガ・病気による旅行中止	
対象となるキャンセル事由	旅行者が傷害または疾病を原因として、医師の指示により旅行を中止した場合
対象とならない主なケース	・ 保険契約前から旅行の中止を医師から指示されている場合
必要書類	① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 診断書
 2. 家族のケガ・病気による看護・介護	
対象となるキャンセル事由	旅行者の配偶者または1親等以内の親族が傷害または疾病を原因として治療を受け、旅行予定者による看護・介護が必要となった場合
対象とならない主なケース	・ 保険契約前から看護・介護を医師から指示されている場合
必要書類	① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③④を追加でご提出ください。 ③ 診断書 ④ 旅行者と要看護・要介護となった親族の続柄のわかるもの(住民票や戸籍謄本等)
 3. 親族の死亡・危篤	
対象となるキャンセル事由	旅行者の配偶者または3親等以内の親族が死亡または危篤となった場合
対象とならない主なケース	・ 保険契約前に危篤の状態となり、ご契約後にお亡くなりになった場合
必要書類	① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③④を追加でご提出ください。 ③ 死亡診断書、もしくは危篤を証明する診断書 ④ 旅行者と死亡・危篤となった親族との続柄のわかるもの(住民票や戸籍謄本等)

ご注意:本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。
重要事項説明書・保険約款等の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。



4. 空港や駅へ向かう際の交通機関の運休・欠航・遅延

対象となるキャンセル事由	旅行者が空港や駅に向かうために利用する交通機関のうち、運行時間が定められているものに運休、欠航または1時間を超える遅延が発生した場合
対象とならない主なケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー利用で渋滞等により遅延が発生した場合（運行時間が定められた交通機関に該当しないため対象外） ※ただしタクシー乗車中にその自動車に対人・物損の交通事故が発生した場合は⑤に該当
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 当該機関が発行する1時間超の遅延の証明書/運休・欠航証明書



5. 空港や駅に向かう際の自動車事故など

対象となるキャンセル事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者が自動車等（原動機付自転車を含む）を運転している間または乗車している間にその自動車等に対人・対物の交通事故が発生した場合 ・ 旅行者が使用する自動車等が故障し、自力走行不能となった場合
対象とならない主なケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車体の破損を伴わない燃料切れで走行不能となった場合
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 都道府県自動車安全運転センター等、関係機関発行の交通事故証明書、修理業者の見積書等の証明書など



6. 日本国外の地震・噴火および津波

対象となるキャンセル事由	日本国外の目的地において地震もしくは噴火またはこれらによる津波が発生した場合 ※レンタカー補償条項では本補償は対象外
対象とならない主なケース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内の地震・噴火が発生した場合 ※海外から帰国する場合でも目的地となる日本国内における地震・噴火は対象外
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ Webニュースや報道記事または政府機関等の公式発表のコピー

ご注意:本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。

重要事項説明書・保険約款等の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。



7. 公的機関の避難指示・避難命令など

対象となるキャンセル事由	目的地で発生した、もしくはその目的地を襲った以下のいずれかに該当する天候不良または自然災害により、避難の指示等が出された場合 ① 台風、旋風、竜巻、暴風等 ② 風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等 ③ ひょうまたは豪雪、雪崩なだれ等 ※日本国内においては災害対策基本法、日本国外においては、政府・地方自治体等の公的機関から発令された避難指示等が対象
対象とならない主なケース	・「高齢者等避難」「大雨・洪水・波浪注意報等の注意勧告」は対象外
必要書類	① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 政府機関等公式発表の記録のコピー



8. ペットの死亡・危篤・入院・手術

対象となるキャンセル事由	旅行者のペット(犬もしくは猫)が次のいずれかの事由に該当した場合 ① 傷病により死亡または危篤になった場合 ② 傷病により獣医師の診察を受け動物病院で手術を受けたまたはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合 ※伴侶動物(盲導犬・聴導犬・介助犬などの身体障害者補助犬も含まれます。
対象とならない主なケース	・ ペットの傷病による通院治療の場合 ・ 自宅での療養の場合
必要書類	① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③④を追加でご提出ください。 ③ 死亡・危篤・入院・手術の事実が確認できる獣医発行の診断書 ④ 当該犬猫の飼育の事実を証明する書類のコピー



9. 海外における日本政府による退避勧告等

対象となるキャンセル事由	日本国外の旅行目的地地に対して日本国政府が退避勧告等を出した場合 ※レンタカー補償条項では本補償は対象外傷病により死亡または危篤になった場合
必要書類	① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 日本外務省の海外安全ホームページ上の勧告発出の事実が確認できる部分のコピー

ご注意:本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。

重要事項説明書・保険約款等の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。



10. 運送機関・宿泊施設等の事故・火災、宿泊施設の緊急閉鎖

対象となるキャンセル事由	旅行目的地において、利用予定であった運送機関・宿泊施設等に事故、緊急閉鎖、一時閉鎖または火災が発生した場合
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 新聞・Webニュースなど報道等記事のコピーあるいは当該運送機関・宿泊施設等の証明書等



11. パスポートの盗難

対象となるキャンセル事由	日本国外への旅行予定の旅行者が所有するパスポート(旅券)が盗難の被害に遭ったとき ※レンタカー補償条項では本補償は対象外
対象とならない主なケース	・パスポートの紛失・置き忘れ
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書(届出警察署名、届出日、盗難受理番号は漏れなく記入ください) ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 警察署の盗難証明書コピー



12. 海外における官公署の命令・外国の出入国規制、感染症による隔離

対象となるキャンセル事由	日本国外の旅行目的地に対して日本国政府が退避勧告等を出した場合 ※レンタカー補償条項では本補償は対象外
対象とならない主なケース	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の事由の発生はないが、現地の情勢等が不安で旅行をキャンセルした場合 ・現地法令違反・刑事罰等による入国規制によるキャンセル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ Webニュースや報道記事または政府機関等の公式発表のコピー



13. 自動車運転免許証の盗難

対象となるキャンセル事由	レンタカー利用予定者(レンタカー運転予定者のみ)が所有する自動車運転免許証が盗難の被害に遭ったとき ※レンタカー補償条項のみ対象。 ※企画旅行等補償条項・航空券等補償条項・宿泊補償条項では本補償は対象外
対象とならない主なケース	・運転免許証の紛失・置き忘れ
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書(届出警察署名、届出日、盗難受理番号は漏れなく記入ください) ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 警察署の盗難証明書コピー

ご注意:本案内によって保険金のお支払いを保証するものではありません。
重要事項説明書・保険約款等の規定により保険金の一部または全部をお支払いできない場合がございます。



14. 戦争・テロ・核汚染事故

対象となるキャンセル事由	<p>旅行目的地において以下が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、またはテロ行為 ② 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ③ 上記の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
対象とならない主なケース	上記の事由の発生はないが、現地の治安等が不安で旅行をキャンセルした場合
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ Webニュースや報道記事または政府機関等の公式発表のコピー



15. 裁判所への出頭

対象となるキャンセル事由	旅行者が訴訟・調停の承認・評価人・裁判員として、旅行期間内に裁判所へ出頭を命じられた場合
対象とならない主なケース	旅行者本人による違法行為のための出頭
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③を追加でご提出ください。 ③ 呼び出し状(裁判員等選任手続日のお知らせ)や出頭証明書(出頭指示書)、裁判所発行書類等 ※裁判員制度での出頭の場合「名簿記載通知・調査票」のみでのキャンセルは対象外です。「呼び出し状(裁判員等選任手続期日のお知らせ)」でのキャンセルが対象となります。



16. 住居建物・家財の100万円以上の損害

対象となるキャンセル事由	<p>旅行者の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害(滅失、汚損、破損等)を受け、その損害の額(損害発生時の価額もしくは修理金額)が100万円以上となった場合</p> <p>ア. 火災、落雷、破裂または爆発</p> <p>イ. 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪・洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災、ひょう災または豪雪、雪崩等の雪災</p> <p>ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険金請求書 ② キャンセル費用内訳・旅行者・旅行内容のわかる明細書コピー ※ご請求額が30万超の場合:③④⑤を追加でご提出ください。 ③ 罹災証明(被災証明)(発行時のみ) ④ 家財や建物の写真 ⑤ 家財・建物の損害見積書、修理明細書、家財申告書等の損害が100万円以上であることを証明するもの(他保険会社の算定書等でも可)